

MINAGINE NEWS LETTER

ミナジンニュースレター

Vol.77

2024年3月1日発行



今回は、人事コンサルより「人事評価制度と売上向上の関係性」についてお話させて頂きます。労務コンサルからは、前回に引き続き「定額減税」について、住民税の取り扱いについて概要をお話させて頂きます。

人事評価制度と売り上げ向上の関係性

MNL 人事評価

皆様の会社には人事評価制度がありますか？また、定期的に見直しを行なっていますか？すでにご存知の方も多いと思いますが、人事評価制度は組織の業績を向上させるために重要な要素です。今回は、人事評価制度の有無が業績の向上にどのように影響するかについて紹介します。

1. 目標設定とパフォーマンス評価

人事評価制度では、従業員の目標が設定され、それらの達成度合いが評価されます。これらの目標は、売り上げや利益などの業績指標に関連する場合があります。従業員が自分の目標と組織の業績目標に関連付けられている場合、売り上げ向上に向けた取り組みが促進されます。

2. 報酬とインセンティブ

人事評価制度は、従業員に対する報酬やインセンティブにも影響します。売り上げの増加や業績向上に貢献した従業員は、その成果に見合った報酬やインセンティブを受け取ることが期待されます。このような報酬やインセンティブは、従業員のモチベーションを高め、売り上げを伸ばすための励みとなります。

3. 能力開発とトレーニング

人事評価制度は、従業員の能力開発やトレーニングにも影響を与えます。売り上げを伸ばすためには、従業員が必要なスキルや知識を持っていることが重要です。人事評価制度を通じて、会社が期待する役割や取り組みを伝え、従業員の能力開発やトレーニングが促進され、売り上げ向上に繋がることが期待されます。

4. モチベーションとエンゲージメント

人事評価制度は、従業員のモチベーションやエンゲージメントにも影響を与えます。公平で透明性の高い評価制度は、従業員のモチベーションを高め、売り上げ向上に貢献します。逆に、不公平や不透明な制度は、従業員のモチベーションを低下させ、売り上げに悪影響を与える可能性がありますので注意しましょう。

総じて言えば、適切に設計された人事評価制度は、従業員の能力開発やモチベーション向上を促し、結果として売り上げの増加や業績の向上に寄与します。しかし、評価制度が不公平や不透明であったり、適切に設定されていなかったりすると、売り上げへの影響は負の方向に働く可能性がありますので慎重に設計をしましょう。

令和6年度 個人住民税の定額減税について

社労士法人ミナジン

■ 定額減税対象者

令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者

(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当する納税者は対象外とする)

※ただし、以下に該当する方は対象外となります。

- ・個人住民税が非課税
- ・個人住民税均等割（以下、均等割）・森林環境税（国税）のみの課税の方

※合計所得金額とは、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等に係る所得等）などの「総合所得」を合計した金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）のことをいいます。

土地・建物等の譲渡所得などの分離所得も含まれます。

土地・建物等の譲渡所得など、分離課税の所得については特別控除適用前の所得金額で計算します。

源泉分離課税の対象となる退職所得は含まれません。

上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得は、申告すると合計所得金額に含まれます。

■ 定額減税（特別控除額）

納税者本人の特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額が個人住民税額の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

1. 納税者本人…1万円

2. 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者は除く）…1人につき1万円の特別控除を適用します。

ただし、その控除額の合計が所得を超過する場合には、所得割の額を限度とします。

（※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者につきましては、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除します。）

■ 特別控除の実施方法

1. 給与所得にかかる特別徴収（給与天引き）の場合

令和6年6月分の給与天引きを行わず、特別控除後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分まで給与天引きを行います。

（※定額減税（特別控除）の対象とならない方については通常通りの徴収方法となります。）

2. 普通徴収（個人払い）の場合

第1期分の税額から特別控除を行い、控除しきれない部分の金額については第2期以降の税額から順次控除を行います。

3. 公的年金等の雑所得にかかる特別徴収（年金天引き）の場合

令和6年10月支払分の年金より年金天引きされる税額から、特別控除を行い、控除しきれない部分の金額については12月支払分以降の税額から順次控除を行います。

■ 注意事項

- ・定額減税の特別控除は、他の税額控除の額を控除した後の所得割額に適用します。
- ・納税者本人が均等割のみの課税の場合は、定額減税の対象にはなりません。
- ・以下の算定基礎となる令和6年度所得割は、定額減税の特別控除が適用される前（調整控除後）の額となります。
 - ふるさと納税の特例控除の控除上限額
 - 公的年金等の所得に係る仮特別徴収税額(令和7年4月・6月・8月徴収分)

MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[Mail] info@sr-minagine.jp [Web] <https://sr-minagine.jp/>